◎郵送による返還申請から自転車等の返還までの流れ

〔放置自転車等返還申請〕

① 市民　電話で郵送による返還申請手続きを申し出る。

※自転車の防犯登録、車体番号等がわからず、撤去されたかどうか不明な場合は、保管場で自転車を確認してからの申請となります。

② 都市計画課　「放置自転車等返還申請書」・「納入通知書」を送付する。

③ 市民　「納入通知書」により放置自転車等移送保管手数料を納入する。

（取扱金融機関は納入通知書裏面を参照）

８２円切手を２枚用意する。（郵送用、返信封筒用）

「放置自転車返還申請書」に必要事項を記入し、次のものを同封し、都市計画課宛てに郵送する。

▼添付書類

- 身分証明書の写し
- 返信用封筒（８２円切手を貼ったもの）
- 納入通知書Ｃ票（銀行の領収印が押されたもの、後日返送します）

④ 都市計画課　申請者に「返還許可証」と納入通知書Ｃ票を郵送する。

〔自転車等の返還〕

⑤ 市民　放置自転車保管場にて自転車等の返還を受ける。

▼必要なもの

- 返還許可証
- 自転車等の鍵
- 印鑑